

## 仕 様 書

本件業務における仕様は次のとおりです。

### 1 業務概要

- (1) 件 名 令和8年度宿泊交流拠点施設プロモーション等業務委託
- (2) 履行場所 東御市役所ほか市が指定する場所
- (3) 業務内容 項番3のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (5) 上限金額 金13,926,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 目的

東御市では、令和9年度に完成予定の宿泊交流拠点施設の整備を計画しており、将来的には、当該施設を発着点とした滞在型・体験型・着地型観光を展開することを想定している。そのため、施設整備と並行して、本仕様書に掲げる観光プロモーション等の事業を展開することで、本市への誘客促進及び観光消費額の拡大を図ることを目的とする。

### 3 業務内容及び仕様

- (1) 首都圏等における食を中心とした観光資源のPRイベントの実施
  - ア 東御市の魅力のひとつである「食」「ワイン」を中心に観光資源を活用し、首都圏等でPRイベントを実施することで、市の認知度向上と誘客促進を図ることを目的とする。
  - イ イベントは2回以上実施すること。うち1回は東御市指定会場（銀座 NAGANO）で行い、ほかは受託者の提案による効果的な方法で行うこと。
  - ウ イベントのコンセプト、ターゲット設定、期待効果を明示すること。
  - エ 東御市指定会場（銀座 NAGANO）で実施するイベントの参加対象者は、観光ジャーナリスト、ワインジャーナリスト、インフルエンサー等のメディア関係者とし、参加者にはイベント後、情報発信を行うように促すこと。メディア露出やSNSでの拡散を意識した設計とすること。
  - オ 東御市指定会場（銀座 NAGANO）の予約は本市で行うこととする。銀座 NAGANO の予約は令和9年1～3月の期間を予定。
  - カ イベントで活用する「食」「ワイン」などに要する経費は、本業務の中に含めるものとする。
  - キ イベントの開催にあたり、食品を取り扱うことから、衛生管理、安全管理（感染症対策等も含む）を行うとともに、必要なスタッフを配置し、事故等の防止を図ること。
  - ク イベントでは参加者アンケート調査及び分析を行うこと。
  - ケ アンケート調査の結果等を踏まえ、次回以降の改善や今後の取り組みについて提案すること。

- (2) Web及びメディア等を活用した情報発信
  - ア 本市の観光・地域資源を活用し、旅行に興味ある方々向けのWEBマガジンへの記事の企画・制作（取材を含む）及び情報発信を行うこと。
  - イ カスタマージャーニーを意識した情報発信設計とすること。
  - ウ 提案の中で情報発信計画を示し、情報発信の回数、時期、活用予定の観光・地域資源について、提示すること。
  - ウ 単なる調査に留まらず、「商品化の可能性」や「ターゲット適合性」を評価すること。
  - エ 情報発信後、その効果測定・検証及び分析を行うこと。
- (3) 観光資源・意識調査
  - ア 東御市全域の観光資源を調査・整理し、着地型観光商品の開発や再構築の視点から資源の発掘・再評価を行うこと。
  - イ 東御市全域の観光資源や観光に関する意識調査を行い、その結果に基づき、着地型観光商品の開発や再構築の視点から資源の発掘及びニーズの把握を行うこと。
- (4) 旅行商品の企画・造成・実施・流通・分析
  - ア 東御市の観光資源を活用した着地型旅行商品の企画及び試行すること。
  - イ 商品案の策定にあたっては、国内向け商品及びインバウンド向け商品を複数策定することとし、ターゲット設定、旅行行程、体験コンテンツ、販売価格、想定販売チャネルの整理を行うこと。
  - ウ 旅行商品のモニターツアーを実施し、検証を行うこと。国内向け商品のツアーは2回以上、インバウンド向け商品のツアーは1回以上実施すること。
  - エ 商品の造成にあたっては、令和7年度事業において実施した「別紙2 宿泊交流拠点施設プロモーション等業務委託（受託者：株式会社リクルート）に係る戦略提案書の一部抜粋」を踏まえ、商品を造成すること。
  - オ 商品は「継続販売を前提」とした設計とすること。
  - カ モニターツアー実施後、改善を踏まえた正式商品化案を提示すること。
  - キ 造成した旅行商品の流通構築及び販路開拓を目的として、国内旅行会社へのPR及び営業活動を実施すること。
  - ク PR及び営業活動にあたっては、営業戦略の策定、商品紹介資料の作成などを行うこと。
  - ケ インバウンド市場に向けた旅行商品の流通促進を目的としたPR及び営業活動を行うこと。

#### 4 成果品

- (1) 首都圏等における食を中心とした観光資源のPRイベント
  - 以下の内容を基本とするが、協議のうえ変更する場合がある。
  - ア イベント実施報告書
  - イ 写真記録
  - ウ 発信実績一覧
- (2) Web及びメディア等を活用した情報発信
  - 以下の内容を基本とするが、協議のうえ変更する場合がある。

- ア 年間情報発信計画
- イ 制作したコンテンツ一式
- ウ 業務完了報告書

(3) 観光資源・意識調査

以下の内容を基本とするが、協議のうえ変更する場合がある。

- ア 調査報告書
- イ 観光資源一覧表（調査報告書に含む。）
- ウ 写真台帳（調査報告書に含む。）

(4) 旅行商品の企画・造成・販売・実施・分析

以下の内容を基本とするが、協議のうえ変更する場合がある。

- ア 旅行商品企画書
- イ モニターツアー実施報告書
- ウ 国内旅行会社営業結果報告書
- エ インバウンド市場営業結果報告書
- オ 事業総括報告書

5 著作権

本業務により作成された報告書、分析資料、写真、映像等の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）は、東御市に帰属する。

ただし、受託者が従来から保有する固有の技術・ノウハウについては受託者に留保され、東御市は当該権利を非独占的に使用できるものとする。

6 その他

(1) 一般事項

- ア 業務の遂行状況について随時報告すること。また東御市と協議した内容については議事録にし、その都度提出すること。
- イ 必要な資料・データは受託者が収集し、必要に応じて東御市が貸与する。
- ウ 貸与した資料等の複製の可否、返却等については、東御市の指示に従うこと。
- エ 委託業務期間はもとより終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて、厳守すること。

(2) 業務体制

- ア あらかじめ東御市と調整したスケジュールで行うこと。
- イ 委託業務を総括し、東御市からの指示を受ける窓口として管理責任者を置き、市、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

(3) 契約不適合責任

委託業務終了後 1 年間は契約責任期間とし、契約不適合が判明した場合は受託者にて無償で修正・再提出をすること。

(4) 再委託

受託者は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。再委託を行う前は、事前に市の承認を得ること。

(5) 協議

この仕様書について疑義が生じたとき、または定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、市と協議すること。